

平成二十七年七月一日提出
質問第三〇三号

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に関する第三回質
問主意書

提出者 鈴木貴子

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に関する第三回質

問主意書

ロシア下院は本年六月十日の本会議で、ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案（以下、「法案」とする。）を可決した。

右と、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第二八三号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第二六八号）を踏まえ、再質問する。

一 本年六月二十四日に、ロシア上院でも「法案」が可決された。ロシア上院で「法案」が可決された後、日本政府はロシア政府に対しどのような働きかけをしているのかその具体的な内容を時系列をもって明らかにされたい。

二 「法案」はプーチン大統領が署名をすれば成立する。安倍首相はプーチン大統領にどのような働きかけをするのか明らかにされたい。

右質問する。